

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー称号授与規程

制定 平成23年10月1日 23規程第23号
最終改正 平成27年4月1日 27規程第48号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー（以下「名誉リサーチャー」という。）の称号の授与について必要な事項を定めるものとする。

(授与の基準)

第2条 名誉リサーチャーの称号は、研究所の研究職員として5年以上在職した者であって、退職し、かつ、60歳以上の者のうち、次の各号の一に該当する者に対して授与することができる。

一 研究所の研究センター若しくは研究部門の長の経験者、又は首席研究員の経験者であつて、優れた研究業績があった者

二 その他、前号に掲げる者と同等の業績があった者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対して、名誉リサーチャーの称号を授与することができる。

一 研究所に職員等として在職して退職した者であって、研究所における研究業績が特に顕著であり、かつ、関係する領域長から推薦のあった者

ニ 旧工業技術院に研究職員として在職したことのある者であって、理事長が特に認める者

(被授与者の決定)

第3条 理事長は、前条に該当すると認められる者があるときは、名誉リサーチャーの称号を授与される者（以下「被授与者」という。）を決定する。

(称号の授与)

第4条 名誉リサーチャーの称号の授与は、名誉リサーチャー記(別紙様式)を交付して行う。

(称号授与の取消し)

第5条 理事長は、被授与者がその名誉を汚す行為を行ったと認めるときは、名誉リサーチャーの称号を取消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により、称号の取消しを行う決定をしたときは、前条の名誉リサーチャー記を返付させるものとする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (24規程第10号・一部改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（24規程第63号・一部改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所
名誉リサーチャー称号授与規程第2条第1項第1号に該当する者として名誉リサーチャーの
称号を授与された者は、この規程の相当規定により授与された者とみなす。

附 則（27規程第48号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式

番 号

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー記

氏 名 殿

年 月 日 生

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャーの称号を授与する。

平成 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 ○○ ○○ 印